

DRAFT

- ◆ 事前に運輸会社と確認しておく事柄
 - － その発送品を輸送することを実際に運搬する輸送会社（組織）が受理すること。
 - － 最も直接的な経路で（可能であれば直行が望ましい）輸送すること。
- ◆ 必要書類の作成（許可証、発送及び輸送用書類等）
- ◆ 輸送手続き完了後、受取人にその旨を知らせること。この場合、荷物到着までに十分な時間的余裕をもって知らせること。

運輸会社

- ◆ 差出人に必要な輸送用書類を渡しその作成に関して指示すること。
- ◆ 差出人に正しい梱包の仕方を助言すること。
- ◆ 差出人が最も直接的な輸送経路を手配できるよう助け、その輸送経路を確認すること。
- ◆ その荷物の発送と輸送に関する必要書類を保管すること。

受取人（荷受人）

- ◆ 荷物到着国当局から感染性材用国内持込の承諾を受けておくこと。
- ◆ 必要とされる持込許可証、当局承諾のレター類、その他当局が必要とする書類を差出人に提供すること。
- ◆ 荷物到着時の最もタイムリーかつ能率的な受取を手配すること。
- ◆ 差出人に荷物の受取を知らせること。

荷物は以下が整うまで発送すべきでない。

- ◆ 差出人、運輸会社、受取人間の事前準備完了。
- ◆ 受取人が到着国当局との間でその感染性材用の持込が法律に抵触しないと確認すること。
- ◆ 荷物が最終届け先に配達されるまでの間にいかなる遅れも被らない、と予想されることを荷受人が確信すること。

病原体の海外への持ち出し、および日本への持ち込み

輸送 郵便による輸送は制度としては可能であるが、後述（p25）のように日本では冷蔵及び冷凍扱いの業務が行われていないので現

DRAFT

実的には難しいと思われる。民間企業において感染性材料の運搬を受け付ける組織として、World Courier というバイオ関連の専門輸送業者が感染性材用輸送の取り扱いを行っている (<http://www.worldcourier.com>)。World Courier は世界で50の国と地域にオフィスを持ち、集荷から2日程度で荷物を届けると述べている。日本では東京にオフィスがある他、アジア太平洋地域ではオーストラリア、ニュージーランド、中国、香港、シンガポール、インド、韓国、台湾、マレーシア、タイにオフィスを持っている。

許可申請 例としてWorld Courier で運ぶ場合の許可申請について記載する。海外への持ち出し、日本への持ち込み両方とも以下の省庁に問い合わせること。持ち込む場合はもとより、持ち出す場合も相手国や輸送する感染性材用の種類によっては相手国での持ち込みにあたって日本側の許可が条件となる場合がある。

<ヒトに有害な病原体>

厚生労働省成田空港検疫所検疫課

TEL 0476-34-2310

Fax 0476-34-2314

<動物に有害な病原体>

農林水産省動物検疫所畜産物検疫課

TEL 045-201-9478

Fax 045-212-4623

さらに、海外への持ち出しでは上記に加え、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部へも輸出許可申請する必要がある。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 連絡先

(大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する問い合わせ)

安全保障貿易検査官室 TEL 03-3501-2841

(個別輸出申請についての相談)

安全保障貿易審査課 TEL 03-3501-2801

これは、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、外

DRAFT

国貿易法（「外為法」）に基づく厳格な輸出管理という観点から、「軍用細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であって経済産業省令で定めるもの」、「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」及びそれぞれに係る技術は、輸出や技術提供に際して経済産業大臣の許可を必要とするためである。

なお、このことに関して2006年3月3日に文部科学大臣名あてに経済産業大臣名で「大学等における輸出管理の強化について」が出され、不用意な輸出や技術の提供がないよう指導が求められている。

詳しくはホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html> を参照。

郵便による場合 前述のように現在の郵便制度では輸送が難しいと思われるが、もし郵便で授受するならば上記省庁に加え、国土交通省交通局技術部運航課危険物係と文部科学省研究新興局学術機関課研究支援係でも手続きをしなければならない。

まとめたものを表3として添付した。

表3 感染性材用の海外との授受に関する許可申請関係省庁

	許可申請関係省庁		郵便による授受の場合(追加)	
ヒトに有害な病原体	厚生労働省 成田空港検疫所検疫課 Tel 0476-34-2310 Fax 0476-34-2314	(輸出時のみ) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課 Tel 03-3501-2801	国土交通省交通局 技術部運航課危険物係 Tel 03-5253-8111 Fax 03-5253-1661	文部科学省研究新興局学術機関課研究支援係 Tel 03-5253-4111 Tel (夜間直通) 03-6734-4170
動物に有害な病原体	農林水産省 動物検疫所畜産物検疫課 Tel 045-201-9478 Fax 045-212-4623	同上	同上	同上

(注) 上記は知りうる情報をもとにリストアップしたものであるが、

DRAFT

持ち出すもの、或いは持ち込むものによっては他の省庁の許可が必要になる可能性があるので、許可申請手続きは上記のみに限定されないと考えるべきである。

次に感染性材用の分類と輸送時の梱包について記載する。

感染性材用 (infectious substances 或いは infectious materials)

国連による定義では、病原体を含む、若しくは含むことが疑われる材料や物質を指し、病原体とはヒトや動物に感染をおこすバクテリア、ウイルス、リケッチア、寄生虫 parasites、菌類 fungi を含む微生物と、プリオンのようなその他の作用物質を言う。この定義は明らかに除外されるもの以外のすべての物質に当てはまる。何が感染性材用には当たらないかの判断については WHO の 「Guidance on regulations for the Transport of Infectious Substances、 September 2005」 の 5 ～ 6 ページを参照。

感染性材用は以下の二つのカテゴリーに分けられる。

カテゴリーA Infectious substance, Category A

これに含まれる感染性材用とは、それに暴露されることにより、健康なヒトや動物が永続的な身体障害を負う、あるいは致命的な病気をもたらすおそれのある物質である。

カテゴリーA の中で、ヒトあるいはヒトと動物両方に病気を起こすものは国連番号「UN2814」に指定され、動物のみに病気を起こすものは「UN2900」に指定される。また、危険な品物であることを明瞭に示すために、それぞれ輸送時に使うべき名前も定められており、UN2814は「INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS」、また、UN2900 は「INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING ANIMALS only」となっている。

UN2814 か UN2900 か、どちらの番号を指定するかの判断は、病歴、標本を採取した患者あるいは動物の症状、その地域の風土病事情、あ

DRAFT

るいは標本を採取した患者又は動物の個々の状況についての専門家の判断をもとにされなければならない。

以下はカテゴリーAに含まれる感染性材用として、国連勧告第13版にもとづきWHOが例示している微生物である。これはあくまで例示であり、新しい（或いは新興感染症の）病原体を全て含んでいる訳ではない。したがって、新しい病原体がカテゴリーAの定義に当てはまる場合はカテゴリーAとして取り扱わねばならない。また、カテゴリーAの定義にあてはまるか否か判断が付きかねる時は、カテゴリーAとして取り扱う。

表4 カテゴリーAとされる病原性微生物の例

イタリック体は細菌、マイコプラズマ、リケッチア、菌類であることを示す。	
国連の定めた番号と輸送時に使うべき名前	微生物
UN 2814 Infectious substances affecting humans	<p><i>Bacillus anthracis</i> 炭疽菌(培養物に限る cultures only)</p> <p><i>Brucella abortus</i> ブルセラ菌 (ウシ) (cultures only)</p> <p><i>Brucella melitensis</i> ブルセラ菌 (ヤギ) (cultures only)</p> <p><i>Brucella suis</i> ブルセラ菌 (ブタ) (cultures only)</p> <p><i>Burkholderia mallei</i> – <i>Pseudomonas mallei</i> – <i>Glanders</i> 鼻疽菌 (cultures only)</p> <p><i>Burkholderia pseudomallei</i> – <i>Pseudomonas pseudomallei</i> 類鼻疽菌(cultures only)</p> <p><i>Chlamydia psittaci</i> – <i>avian strains</i> オウム病クラミジア–鳥由来株(cultures only)</p> <p><i>Clostridium botulinum</i> ボツリヌス菌 (cultures only)</p> <p><i>Coccidioides immitis</i> コクシジオイデス・イミチス(cultures only)</p> <p><i>Coxiella burnetii</i> Q熱コクシエラ(cultures only)</p> <p>Crimean-Congo haemorrhagic fever virus クリミア・コンゴ出血熱ウイルス</p> <p>Dengue virus デングウイルス(cultures only)</p> <p>Eastern equine encephalitis virus 東部ウマ脳炎ウイルス (cultures only)</p>

DRAFT

Escherichia coli, verotoxigenic ベロ毒素産生性大腸菌 (cultures only)

Ebola virus エボラウイルス

Flexal virus フレクサウイルス (アレナウイルス)

Francisella tularensis 野兔病菌 (cultures only)

Guanarito virus グアナリリウイルス (ベネズエラ出血熱ウイルス)

Hantaan virus ハンターンウイルス

Hantaviruses causing haemorrhagic fever with renal syndrome
腎症候性出血熱をおこすハンタウイルス

Hendra virus ヘンドラウイルス

Hepatitis B virus B型肝炎ウイルス (cultures only)

Herpes B virus ヘルペスBウイルス (cultures only)

Human immunodeficiency virus ヒト免疫不全ウイルス (cultures only)

Highly pathogenic avian influenza virus 高病原性鳥インフルエンザウイルス (cultures only)

Japanese Encephalitis virus 日本脳炎ウイルス (cultures only)

Junin virus フニンウイルス (アルゼンチン出血熱)

Kyasanur Forest disease virus キャサヌール森林病ウイルス

Lassa virus ラッサウイルス

Machupo virus マチュポウイルス (ボリビア出血熱)

Marburg virus マールブルグウイルス

Monkeypox virus サル痘ウイルス

Mycobacterium tuberculosis (cultures only) 結核菌

Nipah virus ニパウイルス

Omsk haemorrhagic fever virus オムスク出血熱ウイルス

Poliovirus ポリオウイルス (cultures only)

Rabies virus 狂犬病ウイルス (Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)

Rickettsia prowazekii 発疹チフスリケッチア (cultures only)

Rickettsia rickettsii ロッキー山紅斑熱リケッチア (cultures only)

Rift Valley fever virus リフトバレー熱ウイルス (Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)

Russian spring-summer encephalitis virus ロシア春夏脳炎ウイルス (cultures only)

DRAFT

	<p>Sabia virus サビアウイルス</p> <p><i>Shigella dysenteriae type 1</i> 志賀赤痢菌(cultures only)</p> <p>Tick-borne encephalitis virus ダニ媒介性脳炎ウイルス (cultures only)</p> <p>Variola virus 種痘ウイルス</p> <p>Venezuelan equine encephalitis virus ベネズエラウマ脳炎ウイルス(Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>West Nile virus ウエストナイルウイルス (cultures only)</p> <p>Yellow fever virus 黄熱ウイルス(cultures only)</p> <p><i>Yersinia pestis</i> ペスト菌 (cultures only)</p>
<p>UN2900 Infectious substances affecting animals only</p>	<p>African horse sickness virus (Note: deleted by the air mode from 2005)</p> <p>African swine fever virus アフリカ豚コレラ(Note:"cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>Avian paramyxovirus Type 1 トリパラミクソウイルス1型 – (Note: "Velogenic 速現性の" added by the air mode from 2005)</p> <p>Newcastle disease virus 強毒ニューキャッスル病ウイルス(Note: "cultures only" added by the air mode in 2005)</p> <p>Bluetongue virus (Note: deleted by the air mode from 2005)</p> <p>Classical swine fever virus 豚コレラウイルス(Note:"cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>Foot and mouth disease virus 口蹄疫ウイルス(Note:"cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>Lumpy skin disease virus ランピースキン病ウイルス (Note:"cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p><i>Mycoplasma mycoides</i> マイコプラズマ マイコイデス – <i>Contagious bovine pleuropneumonia</i> 伝染性牛肺疫 (Note:"cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>Peste des petits ruminants virus 小反芻獣疫ウイルス (Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>Rinderpest virus 牛疫ウイルス(Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>Sheep-pox virus 羊痘ウイルス(Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)</p> <p>Goatpox virus 山羊痘ウイルス(Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)</p>

DRAFT

	Swine vesicular disease virus 豚水疱性口内炎ウイルス (Note: "cultures only" added by the air mode from 2005) Vesicular stomatitis virus 水疱性口内炎ウイルス (Note: "cultures only" added by the air mode from 2005)
--	---

カテゴリーB Infectious substance, Category B

これに含まれる感染性材用とは、カテゴリーAに含まれない物質である。カテゴリーBは国連番号ではUN3373になるが、下記に定義した培養物 cultures はUN2814かUN2900になる。

UN3373は、輸送時には「DIAGNOSTIC SPECIMENS」か「CLINICAL SPECIMENS」という名称が使われる。ただし、2007年1月1日から「DIAGNOSTIC SPECIMENS」と「CLINICAL SPECIMENS」は「BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B」に置き換えられることに決まっている。一方、航空業界では2007年1月1日の義務化を待たず、新しい名前を受け入れることに積極的である。

培養物 Cultures (実験室保存用)

ここで言う培養物 Cultures (実験室保存用)とは、病原体の意図的な生成のために培養されたもの cultures であり、診断あるいは臨床目的の培養物 cultures ではない。いうなれば、培養物は病原体が増殖され濃縮された結果であるから、暴露による感染リスクがより高くなる。培養物 cultures はその対象となる微生物によりカテゴリーAあるいはカテゴリーBに分かれる。

患者からの標本 Patient Specimens

これらは人や動物から直接採取した素材材料であり、排泄物 excreta, 分泌物 secreta, 血液とその構成物 blood and its components, 細胞組

DRAFT

織と組織液標本 tissue and tissue fluid swabs, さらに研究、診断、検査活動、病気治療法や予防を目的として送付される、体の部分である。

生物学的創造物 Biological products

これらは生きている生物に由来する産物であり、当局の定めた要件に従って（免許が必要な場合もある）人工的に生産、分配され、ヒトや動物の病気の防止、治療、または診断に、あるいはそれらに関する開発、実験または検査を目的として使われる。例ワクチン。They include, but are not limited to, finished or unfinished products such as vaccines.

遺伝子組み換え微生物や生物 Genetically modified microorganisms and organisms

これらの微生物や生物は、遺伝子工学により遺伝物質に自然界では起こらないような変化を意図的に起こしたものである。それら遺伝子組み換え微生物または生物で、感染性材用の定義に合わないものは、「UN3245」に指定され、国連の Packing Instruction P904 (ICAO / IATA の規定では PI913) に従って送付されなければならない。(WHO のガイドラインではそれ以上の詳細は省かれている)

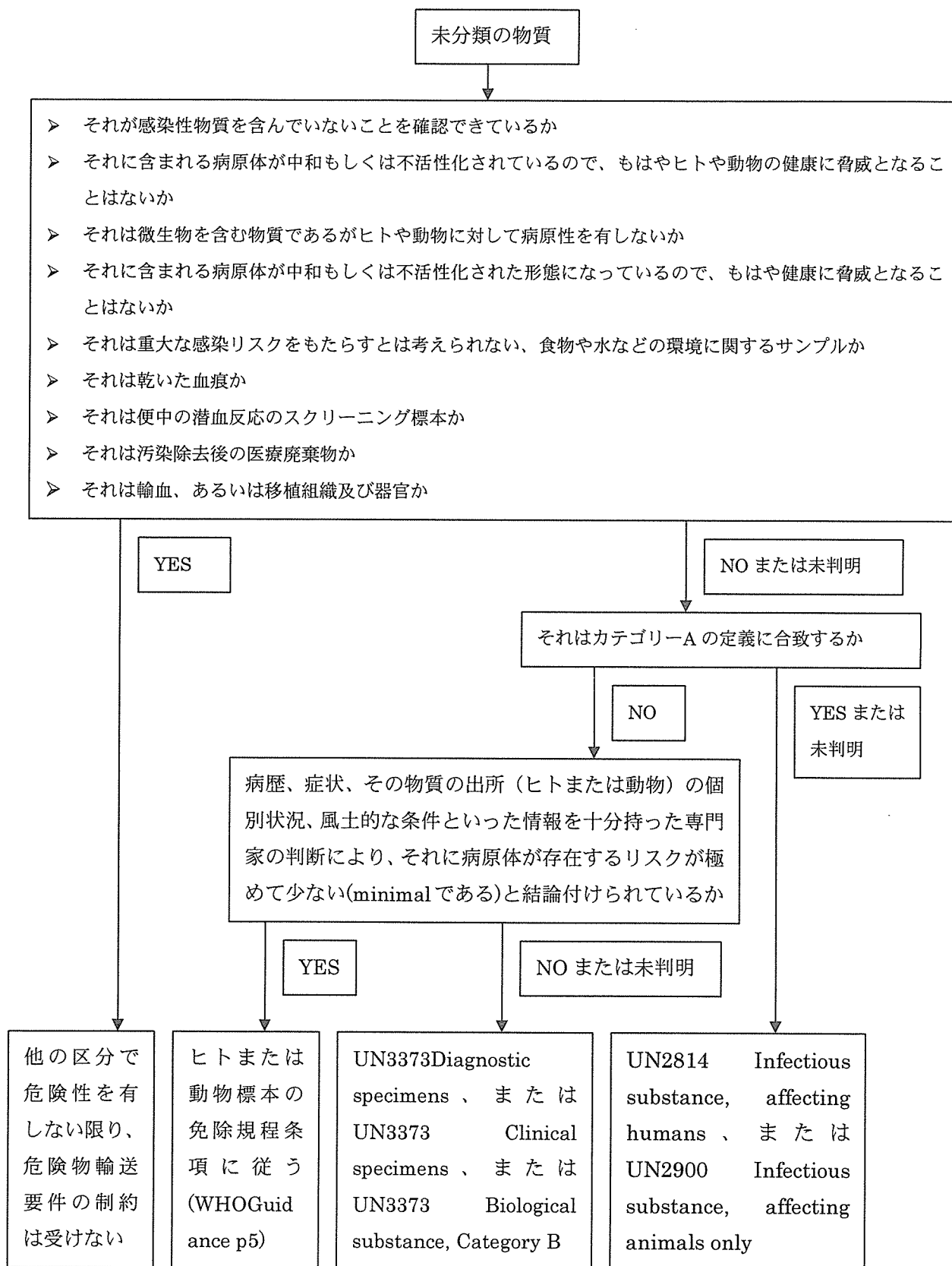
医療廃棄物 Medical or clinical wastes

これらは動物やヒトに対する医療行為、あるいは生物研究に由来する。カテゴリーA の感染性材用を含む医療廃棄物は UN2814 か UN2900 に指定される。カテゴリーB の感染性材用を含む医療廃棄物や、正当な理由のもとに感染性材用を含む可能性が低いと考えられるものは UN3291 に指定され、国連の Packing Instruction P621 (ICAO / IATA の規定では PI622) に従って送付されなければならない。(WHO のガイドラインではそれ以上の詳細は省かれている)

参考のため、図4として、WHO の「Guidance on regulations for the Transport of Infectious Substances」 September 2005 の「感染性材用及び患者標本の分類のためのフローチャート」を載せた。

DRAFT

図4 感染性材用及び患者標本の分類のためのフローチャート



DRAFT

一般的な輸送の準備

カテゴリ-A とカテゴリ-B とでは、その内包する危険性が異なるので、輸送の際の梱包方法、ラベル表示及び必要書類も違ってくる。梱包に関しては、国連の Packing Instructions P620（カテゴリ-A 或いは UN2814 または UN2900 と指定された材料用）と P650（カテゴリ-B 或いは UN3373 と指定された材料用）において、詳細に規定されている。

基本的な三重包装システム Basic triple packaging system

「危険物輸送に関する国連勧告」は、感染性材用及びその可能性のある物質の輸送に際して、三重に包装するよう定めている。三重包装とは、第一の容器、内側の包装、そして外側の包装である。

標本を入れる第一の容器は、

- 耐水性
- 漏れ止めの封止
- 中身を示す適切なラベルを貼ったもの

であり、万が一破損や漏れが起こったとしても、液状のものをすべて吸収するよう適切な材質のもので十分包装しなければならない。

内側の包装は、

- 耐久性
- 耐水性
- 漏れ止めの封止

の施されたもので、第一の容器を封入し、かつ保護する目的で使われる。その際、複数の第一の容器をそれぞれ衝撃緩和材に包み、まとめてひとつの内側の包装に封入しても良いが、その場合は破損時に液状のものを全て吸収できるだけの十分な吸湿材で包装しなければならない。

外側の包装は、

輸送時の物理的損傷から内側の梱包物を保護するためのものである。外面全体の辺が最低でも 10 cm あること (The smallest external

DRAFT

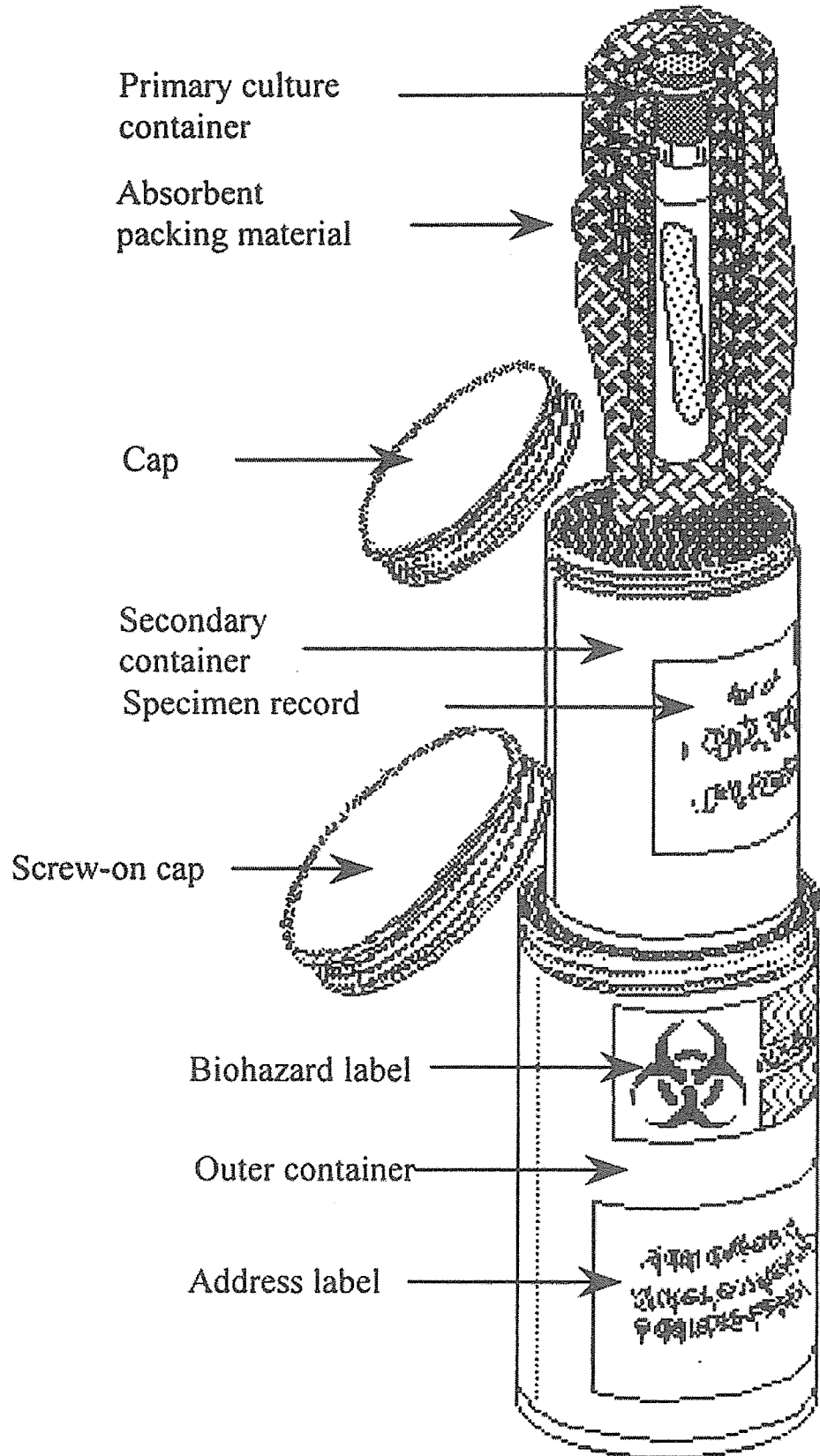
dimension shall be not less than 100mm.)。

また輸送時には、以下の情報も荷物に添えて出さねばならない。

- 標本のデータを記入した用紙類
- 標本を同定、或いは説明した手紙その他の情報
- 差出人と受取人を明らかにする情報
- その他の必要書類

次ページは三重包装の例であるが、WHO の「Guidelines for the collection of clinical specimens during field investigation of outbreaks」という冊子に示された、採取した標本を送付する時の梱包例である。

DRAFT



DRAFT

また、WHO の「Biosafety Manual 3rd edition」96 ページに、次ページのようにカテゴリーA 及びカテゴリーB 両方の三重包装の図が例示されている。（出展 IATA, Montreal Canada）

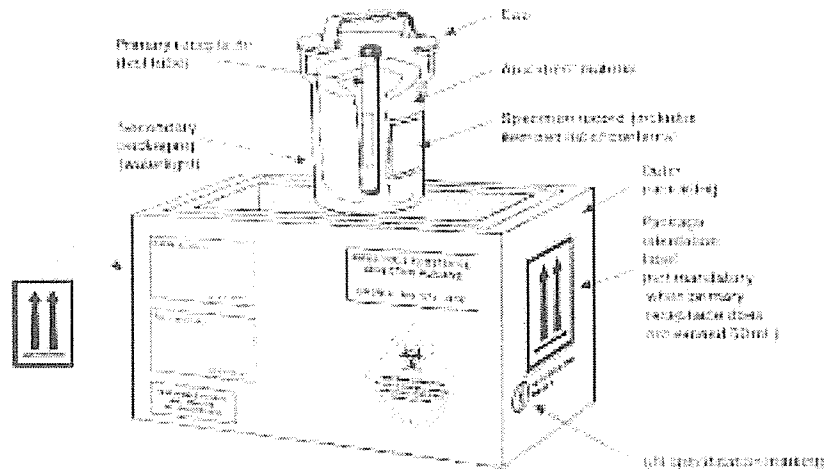
（注1） 基本的な三重包装で梱包することにより様々な感染性材用を輸送することができるが、カテゴリーA とカテゴリーB では梱包方法が異なるので、詳細は WHO の「Guidance on regulations for the Transport of Infectious Substances」 September 2005 の Annex 3 「Packing Instruction P620」及び「Annex 4Packing Instruction P650」を参照。

（注2） WHO のガイドラインの基礎となっているのは、直近の国連勧告第 13 版である。これは、2005 年版 International Model Regulations に反映されており、かつ、多くの国の国内法にも反映されている。ただし、2004 年 12 月に国連勧告第 14 版に向けて合意された新たな変更点のうち幾つかは、航空輸送に関して 2005 年から 2007 年までの間任意に導入することが認められており、WHO のガイドラインにもすでに反映されている。したがって、荷物の発送国及び到着地の国の陸路輸送についても変更点の早期導入が任意となっている可能性があるため、感染性材用輸送の際に確認すると良いであろう。

DRAFT

図5 WHO 資料にある三重包装の図

Packing and labelling of Category A infectious substances



Packing and labelling of Category B infectious substances

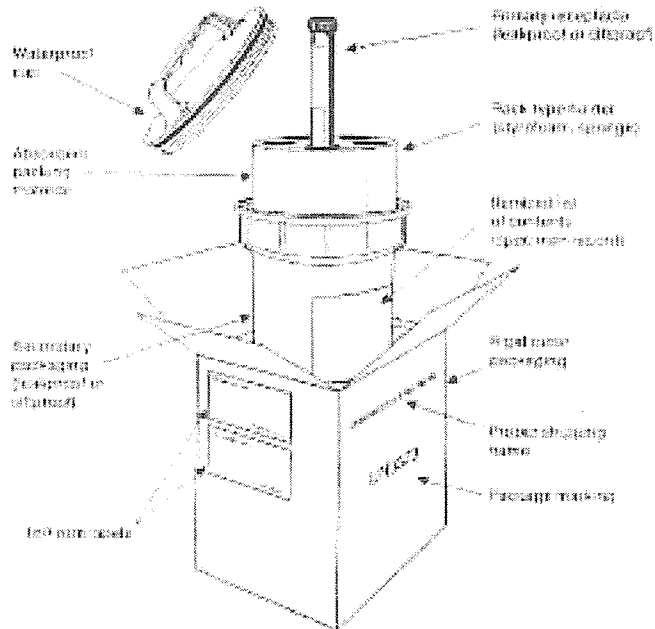


Figure 11. Examples of triple packaging systems (graphics kindly provided by IATA, Montreal, Canada)

http://www.who.int/csr/resources/publications/biosafety/WHO_CDS_CSR_LYO_2004_11/en/index.html

DRAFT

国際規制

感染性材用の国際輸送に関して、国連経済社会理事会のUNCETDG(Committee of Experts on the Transport of Dangerous Goods)の「危険物輸送に関する国連勧告」にもとづき、各輸送手段に関係する国連機関がそれぞれ国際法を策定している。

航空便

空路で輸送する際の規則としては、日本も加盟する国際民間航空機関 international civil aviation organization(ICAO)の定めた「Technical Instructions for the safe transport of dangerous goods by air」が法的拘束力を持つ国際規則であり、すべての国際線に適用される。また、国際航空運送協会 International Civil Aviation Organization (IATA)は ICAO の規則を網羅し、さらに必要であれば幾つかの規則を付け加えた、「危険物規則書 Dangerous Goods Regulations(DGR)」を決めており、IATA に加盟する航空会社はそれを遵守しなければならない。「IATA 危険物規則書」は毎年改正されており、同（2006年版）は航空危険物安全輸送協会が日本語に翻訳したものを販売している。
(<http://homepage1.nifty.com/jacis>)

郵便

万国郵便連合 Universal Postal Union が ICAO の条項を反映した、Letter post manual を発表している。日本では日本郵政公社が「内国郵便約款」及び「国際郵便約款」に、「生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物」の規定を作っている。参考として、日本郵政公社のホームページから「内国郵便約款」（最近改正 H17.10.24）、「国際郵便約款」（最近改正 H17.9.1）及び「国際郵便条件表」の該当部分を載せた。

日本では両約款により、「生きた病原体及び病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物」は、官公署、細菌検査所、医師又は獣医師以外は郵便物として差し出すことができない。一方、

DRAFT

送る時の規定として、国際郵便約款の別記15の第2条件「伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にある死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物の差出条件」があるが、送付にあたり冷蔵や冷凍扱いで送付する業務は現在行われていないので、現実的には郵便で送付することは難しいと思われる。

表5 内国郵便約款（最近改正H17.10.24） 抜粋

第2章 郵便物

第1節 通則

（郵便物として差し出すことができない物）

第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。

- (1)爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣が指定するもの
- (2)毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
- (3)生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
- (4)法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
- (5)人に危害を与えるおそれのある動物(学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。)

(www.post.japanpost.jp/service/yakkan/1-1.pdf)

DRAFT

表 6 国際郵便条件表－国際郵便物としてお引受けできない危険物
抜粋

6 毒物及び伝染性の物質

(1) 毒物

- ア 飲用され、吸入され又は皮膚により接触した場合に、死亡若しくは傷害を引き起こし、又は人の健康に害を及ぼしやすい物質
- イ [例] 砒素、アンチノック性混合動力燃料、固形殺菌剤、水銀化合物、殺鼠剤

(2) 伝染性の物質

- ア 病原体を含有していることが知られており、又は病原体を含有していると合理的に予想される物質。病原体とは、人間又は動物の感染症を引き起こすことが知られており、又は感染症を引き起こすことが合理的に予想される微生物（バクテリア、ウイルス、リケッチア、寄生虫、菌類を含む。）、又は遺伝子組替微生物（雑種又は突然変異種）である。伝染性の物質が、人間又は動物に病気を引き起こすことがない場合には、本項に関する規定は、適用されない。ただし、伝染性の物質が、それに触れた場合に病気を蔓延させる可能性があるときは、本項に関する規定が適用される。
- イ [例外] 伝染性の物質は、関係する国の郵政当局の規定及び IATA 危険物規則の関連部分に従い、発送物に「IATA 発送人危険物申告書」が付されていることを条件として、航空郵便で発送することができる。固体二酸化炭素（ドライアイス）についても、伝染性の物質の冷却剤として使用される場合には、発送方法が IATA 危険物規則の関連部分を満たしていることを条件に、航空郵便で引き受けることができる。
- ウ [例] HIV、肝炎、サルモネラ菌、ラッサ熱ウイルス、風疹ウイルス、炭疽菌

DRAFT

表7 国際郵便約款（最近改正 H17.9.1） 抜粋

別記：① 郵送しなれない又は郵送しなれない物質上の材料（試薬用試料を含む。）を包むる郵便物の送付条件

1. 死体（骨）の死体組織、骨、骨の物質上の材料（試薬用試料を含む。）を包むる郵便物の送付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 郵便物として送付の途中であらざる限り、送付の危険も及ぼさず送付し得ること。
 - (2) 郵便物は、次のとおり構成されること。
 - ア 内部の包装
 - (イ) 第一の容器又は第一の第二の容器
 - (ロ) 第二の容器の第二の包装
 - (ハ) 堅固な構造を除くは、内容物全体を包みしめるために十分な量の吸収性の材料を(イ)と(ロ)の間に詰めること。以上(イ)の第一の容器を単一の第二の包装に入れる場合は、第一の容器は一個ごとに包装すること。
 - イ 外部の包装
 - 容器の容積、形状及び内容物の想定される使用に起因する脆性を有すること。外面全体の最も短い部分長、少なくとも100ミリメートルの長さを有すること。
 - (3) 容器全体は、I.C.A.O.の理由に関する説明書に定める落下試験に耐えるものであること。この落下の高さは、1.5メートルを下回らないこと。
 - (4) 内容物の詰詰めは、第二の包装とその内側の間にいれること。
 - (5) 郵便物は、次の仕様に従って包装すること。

区 別	包装方法
1 凍結乾燥された物質	第一の容器は、凍結乾燥したガラス製のアンフル又はガラスで密封し、金属栓を装したガラス製のびんであること。
2 液体及び固体の物質	
(1) 常温又は常温を越える温度で運送される物質	第一の容器は、ガラス又はガラス製、金属製又はプラスチック製とすること。容器の不備耐性を確保するために、加熱密封、への付きの栓又は金属製の口金のような有効な手段を使用すること。容器がねじ式の口金により閉じられる場合には、積層テープで密封すること。
(2) 冷蔵又は冷凍されて運送される物質	I.C.A.O.の理由に関する説明書による危険物でない未凍の他の冷却剤は、第一又は第二の包装の外部に入れ、冷却剤が溶解しても第二の包装が平衡を保つよう、内側に支柱を設けること。冷却剤が使用される場合には、外部の包装は不備耐性のものとする。第一の容器及び第二の包装は、使用時の冷却剤の温度に耐え、また、冷却剤の凍結を失った場合に航空運送中の容器及び第二の包装が置かれる温度及び所圧に耐え、変質しないものとする。

- (6) 試薬用試料を含む凍結乾燥した又は凍結しなれない物質の用いる第一の容器又は第二の包装は、摂氏マイナス10度からプラス15度までの温度に耐えることができるものでなければならない。また、液体の場合には、不備耐性を失うことなく、少なくとも0.5キロボスカルの静水圧を生じる内圧に耐えることができるものであること。
- (7) 第一の容器は容積500ミリリットルを超えてはならず、外形の総容積はリットルを超えないこと。
- (8) 外部の包装及び郵便物を包装する材料は、「Richardson & Diagnostic」（「試薬用試料」の意味）の記載を伴うこと。また、包装の面は、次の記載及び記号を暗した紫色の帯を付すこと。

DRAFT

MAIÈRES BIOLOGIQUES PÉRISSABLES



(大きさ 62×44mm)

2. 危険物がある又は見做す危険物に対する包装中の標記が十分に異なる種類の包装に付すことは、異種の包装中、物理学的特性を包有する危険物の抽出を伴い、取り分けを許さず、
- (1) 危険物は、運送の途中での人的接触防止のための包装し及び包装方法に於けること。
 - (2) 包装は、次の要件で構成されること。
 - ア 内部の包装
 - (i) 不届出性¹⁾又はII以上の第一の容器
 - (ii) 不届出性の第二の包装
 - (iii) 堅固な場合を除くほか、内容品全体を吸収するが十分に量の吸収性の材料を約20%量に詰めること。二以上の第一の容器を第一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は一同ごと包装すること。
 - イ 外部の包装
 - (i) 容器の容積、重量及び容器の予想される使用に於ける剛性を有すること。外面全体の最も厚い部分が、少なくとも100ミリメートルの長さを有すること。
 - (ii) 容器は、I CAOの技術に於ける認許に定める標準試験に合格することができるものであること。外部の包装は、包装の表示に関する運送の目標規範に於ける表示を行うこと。
 - (iii) 内部品の抽出防止の記号は、第二の包装とその角輪を同時に示れること。
 - (iv) 危険性の物質の包装は、第一の規程に従って包装すること。
 - (v) 危険性の物質に於ける第一の容器又は第二の容器は、不届出性を失うことなく、少なくとも90分を60℃の垂直圧力を生じる内圧及び内径が1メートル40度より高くなる程度の温度に耐えることができるものであること。
 - (vi) 外部の包装が包有できる純最大容量は、6リットル、50リットル又は500リットルとするとき。
 - (vii) 外部の包装には、次の表示を付すこと。
 - ア 物質の種類名、その後には物質の専門的な名称または作者名及びIUNの文字を冠した自他への警告符号
 - イ 危険性の物質を発送させることに従事する者（会社）の印刷名及び受取人の氏名
 - ウ 危険物の責任者の氏名及び電話番号
 - (3) 外部の包装には、公認の抽出試験の名称及び試験方法の記号を有する由に、「Substance infectieuse」（「危険性物質」の意味）の記号を有する標記を付すこと。この標記は、一边の長さが10センチメートル又は5センチメートルの正方形とし、記号は、自他に黒色の文字による。この標記の上部半分の高さ、危険性の物質について認められた記号を付し、下部半分には、「Substance infectieuse - En cas de dommage ou de fuite, avertir immédiatement les autorités de santé publique.」（「危険性の物質、損傷又は漏洩の場合には、直ちに公衆衛生当局に通報すること。」の意味）の記号を記載すること。この標記の配置は、次のとおりとします。